

朝日7段 東北6県

意見広告

衆院選(小選挙区)

参院選(選挙区)

衆院選(小選挙区)

参院選(選挙区)

最高裁大法廷判決

議員1人当たりの人口の(最大)較差(=1票の格差)の内容

① 平成21年最高裁大法廷判決は、平成19(2007)年の参院選は、「合憲」と判決。	② 2.3倍(=清き1票 対 清き0.4票)	① 4.9倍(=清き1票 対 清き0.2票)
② 平成23年最高裁大法廷判決は、平成21(2009)年の衆院選は、「違憲状態」と判決。	③ 平成24年最高裁大法廷判決は、平成22(2010)年の参院選は、「違憲状態」と判決。	③ 5.0倍(=清き1票 対 清き0.2票)
④ 平成25年最高裁大法廷判決は、平成24(2012)年の衆院選は、「違憲状態」と判決。	④ 2.4倍(=清き1票 対 清き0.4票)	
⑤ 平成26年最高裁大法廷判決は、平成25(2013)年の参院選は、「違憲状態」と判決。	⑤ 4.8倍(=清き1票 対 清き0.2票)	
⑥ 平成27年最高裁大法廷判決は、平成26(2014)年の衆院選は、「違憲状態」と判決。	⑥ 2.1倍(=清き1票 対 清き0.5票)	
⑦ 平成29年最高裁大法廷判決は、【「①選挙区間の人口の最大較差が3.08倍まで縮小したこと」および「②平成27年改正法が、その附則で、『次回の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的見直しつき引き続き検討を行い必ず結論を得る』旨定めていること】を評価して、平成28年の参院選は、「合憲」と判決。		⑦ 3.1倍(=清き1票 対 清き0.3票)

1 国会は、平成23、25、27年の各最高裁大法廷の違憲状態判決に応えて、平成28、29年の各改正法を立法した。

平成28、29年の各改正法は、

【平成32年国勢調査の結果(人口)に基づいて、人口比例で、衆院選(小選挙区)の総議員定数を各都道府県に分配するという選挙区割りの方式(=アダムズ方式)の採用】を定め、

衆議院議員選挙区画審設置法4条1項は、

【審議会の勧告(アダムズ方式に基づく選挙区割りの改定案の勧告)は、国勢調査の結果(人口)の官報での公示の日から1年以内に行う】旨定めている。

2 (1) 平成28、29年の各改正法が、人口比例で、衆院選(小選挙区)の総議員定数を各都道府県に分配するというアダムズ方式を採用することを定めたので、平成33年以降、衆院選(小選挙区)は、人口比例とは言えないが、憲法56条2項、1条、前文第1文の要求する人口比例に近い選挙区割りになることになった。

ここで、人口比例選挙とは、【議員1人当たりの人口が同数であること(=1人1票の選挙)】をいう。

(2) 平成23、25、27年の3つの最高裁大法廷判決が、戦後72年間、山の如く動かなかった国会を動かした。

3 憲法56条2項、1条、前文第1文は、**国民の過半数の意見**が、国会議員の多数決を介して、**立法し、かつ総理大臣を指名するルール(=国民の意見の多数決ルール)**を定めている。

国民の多数(過半数)の意見が、国会議員の多数決を介して、**立法し、かつ総理大臣を指名する**ためには、**人口比例選挙**が必ず必要である。以下、詳述する。

- (1) ① 憲法56条2項は、「両議院の議事は、……出席議員の過半数でこれを決し、……」と定める。
 ② 憲法1条は、「……主権の存する国民……」と定める。

国会議員は主権者ではなく、国民が主権者であるので、両院の議事の出席議員の過半数の決議は、主権者から**正当に選挙された**国会議員の過半数の決議の場合に限って、憲法上正統化される。

- ③ 憲法前文第1文は、「日本国民は、**正当に選挙された**国会における代表者を通じて行動し、」と定める。

ここで、**「正当(な)選挙」**とは、国民の多数(過半数)が、国会議員の多数(過半数)を当選させ得る選挙である。

小学5年生・100人に、国民の少数(半数未満)が国会議員の多数(過半数)を当選させる選挙は、「正当(な)選挙」である又は「正当(な)

選挙」ではない、のいずれですか、と聞けば、100人が100人、「正当(な)選挙」ではない、と即答するであろう(私見)。

国民の多数(過半数)が国会議員の多数(過半数)を当選させ得る選挙(即ち、「正当(な)選挙」)は、**人口比例選挙のみ**である。

(2) 即ち、両院の議事は、**正当に選挙された(即ち、国民(主権者))**によって、**人口比例選挙で選挙された**国会議員の過半数によって決しなければならない(憲法56条2項、1条、前文第1文)。

非人口比例選挙では、国民の少数(半数未満)が、**必ず**、国会議員の多数(過半数)を選出するので、国民の少数(半数未満)の意見が、過半数の国会議員を介して、**立法し、総理大臣を指名**することが生じ得る。

非人口比例選挙は、「**国民の意見(=民意)の少数決**」のリスクを含み、憲法56条2項、1条、前文第1文の定める、「**国民の意見(=民意)の多数決**」のルールに反する。

この意見広告は賛同者のご支援により掲載されました。引き続き、ご支援をお願いいたします。

振替口座
三井住友銀行 渋谷駅前支店【普通】4301426 / 郵便振替口座番号 00120-5-417561
名義: 一人一票実現国民会議 ※クレジットカードでも受け付けております。詳しくはHPをご覧下さい。

当NPO法人への寄付金は、確定申告を行うことにより税制上の優遇措置を受けられます。

あなたの1票の価値が0.何票分かチェックしてみましょう。

<http://www.ippyo.org/> 一人一票 検索

 [お問い合わせ] ippyo@ippyo.org Fax.03-3780-3221
 [合わせ] EmailとFaxのみで受付けております。
 連絡先: 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6
